

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯

広島市は、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年(2001年)9月に、市自らが率先垂範して政策決定過程への女性の参画を推進するなどの規定を盛り込んだ全国的にも特徴のある「広島市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。そして、この条例に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年(2003年)6月に、「広島市男女共同参画基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定し、様々な施策を進めてきました。

第1次基本計画は、平成15年度(2003年度)から平成19年度(2007年度)までの5年間を第1期推進期間、平成20年度(2008年度)からの3年間を第2期推進期間としており、第1次基本計画の計画期間が平成22年度(2010年度)で満了するため、新たな計画として「第2次広島市男女共同参画基本計画」(以下「第2次基本計画」という。)を策定するものです。

2 計画策定に当たっての考慮事項

第2次基本計画は、次の四つの事項を考慮して策定します。

(1) 社会経済情勢の変化への的確な対応

少子化・高齢化の進展や雇用情勢の悪化など、社会経済情勢の変化等に的確に対応した計画とします。

【社会経済情勢の変化】

ア 少子化・高齢化の進展と人口減少社会の到来

我が国では、少子化・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少しており、平成17年(2005年)からは人口減少社会に突入しています。

広島市においても、平成17年(2005年)から平成32年(2020年)までの15年間に、年少人口が1万7千人、生産年齢人口が7万人減少し、老年人口は11万1千人増加すると予測されており、平成32年(2020年)までには、人口が減少に転じると予測されます。

イ 経済の低迷と雇用情勢の悪化

平成20年(2008年)の世界金融危機に端を発して、我が国の経済は長期的に低迷を続けており、これに伴い、失業率の上昇、就職率の低下など、雇用情勢は厳しさを増しています。

こうした中で、非正規雇用が増加傾向にあり、労働者に占める非正規労働者の割合は、平成21年(2009年)には、女性は53.2%、男性は18.3%となっています。特に、若年層において非正規雇用の割合が増加しており、15歳から24歳の年齢層では男女ともに約半数が非正規雇用となっています。こうした失業者や非正規労働者の増加により、貧困など生活上の困難に直面する人々の増加が懸念されます。

また、平成21年(2009年)には、男性一般労働者の給与水準を100とした場合の女性一般労働者の給与水準は69.8にとどまっており、女性に非正規雇用が多いこととも相まって、男女間の給与水準の格差も顕著となっています。

ウ その他

未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の価値観の多様化などによる地域や職場、家庭での人間関係の希薄化や孤立化などが懸念されます。

(2) 国の動向等への的確な対応

「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年(2010年)12月閣議決定）をはじめとした国の動向等に的確に対応した計画とします。

【国の動向等】

ア 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成19年(2007年)12月に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する国民的な取組の大きな方向性及び企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針について、憲章及び行動指針が策定されました。

イ 「女性の参画加速プログラム」の決定

平成20年(2008年)4月に、あらゆる分野における女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、医師・研究者・公務員の三つの重点分野について戦略的に女性参画の取組を推進するため、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。

ウ 「次世代育成支援対策推進法」の改正

平成20年(2008年)12月に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、次世代育成支援対策に関する一般事業主行動計画の策定・届出の義務付けの対象となる企業を、従業員数301人以上の企業から101人以上の企業に拡大し、平成23年(2011年)4月から施行されることになりました。

エ 国連の「女子差別撤廃委員会の最終見解」による要請等

平成21年(2009年)8月に、国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約の実施状況に関する我が国の報告に対する最終見解が示され、男女の固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力の問題に対する取組、政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組、労働市場における男女平等を実現させるための取組、ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組、若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進などが求められ、女子差別解消に向けた日本の取組が遅れていることが指摘されました。

オ 「第3次男女共同参画基本計画」の策定

国の第2次男女共同参画基本計画の計画期間が平成22年度(2010年度)で満了するため、平成21年(2009年)3月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的方向について諮問し、平成22年(2010年)7月に同会議から、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」が示されました。これを受けて、国においては平成22年(2010年)12月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3) 「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」に即した計画の策定

第2次基本計画の上位計画である「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」に即した計画とします。

【「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」】

広島市の都市像とそれを実現するための施策の構想などを定めた「広島市基本構想」及び基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めた「第5次広島市基本計画」を平成21年(2009年)10月に策定しました。

ア 「広島市基本構想」

「広島市基本構想」においては、今後の都市づくりの大局的課題の一つとして、「人間的なニーズや可能性が大切にされ、また、自然が保全され、人間が生来持つ優しさや創造力が様々な場面で有効に発揮できるような社会経済システムの構築が必要」であるとしています。

そして、こうした課題解決のための指針として、男女、子どもと大人、子ども同士、障害者と健常者など、私たちを取り巻く全ての存在との間に、対等な協調関係である「パートナーシップ」を築くことなどを挙げています。

また、施策の構想として、『『幸せ』と『まちの元気』の増進を目指した都市づくり』等を掲げ、「男女共同参画社会、異文化や多様性を認め合う社会の形成」、「創造力と活力に満ちた都市の実現」などに取り組むことにしています。

イ 「第5次広島市基本計画」

「広島市基本構想」を達成するため、「第5次広島市基本計画」では、「世界及び我が国社会における環境の変化等に対応した都市づくりの視点」の一つとして、「新たな価値観に基づく都市づくりの推進」を掲げ、「家事や地域活動等から生み出される価値と企業等における勤労がもたらす価値を同列の社会的価値に位置付け、様々な分野における男女共同参画の推進を図る必要がある」ことを記述しています。

そして、分野別計画では、男女共同参画社会の形成に係る基本方針として、①あらゆる分野への男女共同参画の促進、②性別による偏りのない意識の醸成、③家庭・職場・地域で男女が自立し調和した生活を送るための環境づくり、④女性に対する暴力根絶等に向けた取組や被害者に対する支援の充実、⑤生涯を通じた健康づくりに対する支援を掲げ、各種の施策を展開することになっています。

(4) 広島市の男女共同参画の現状と課題への的確な対応

広島市の男女共同参画の現状と課題に的確に対応した計画とします。

【本市の男女共同参画の現状と課題】

第1次基本計画の施策の柱ごとに設定している施策目標(指標)の達成状況や、平成21年度(2009年度)に広島市が行った「広島市男女共同参画に関するアンケート調査」(以下「市民アンケート」という。)の結果では、改善されている分野もありますが、全体的・総合的には取組のさらなる充実が必要な状況となっています。

ア 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

審議会や行政委員会の女性委員の割合は、第1次基本計画の策定時(平成14年度(2002年度))と比較すると増加しているものの、近年、伸び悩みが見られます。また、女性委員のいない審議会も依然として残っています。

また、女性管理職の割合については、本市及び民間企業ともに増加していますが、女性職員・社員の割合と比較すると低い割合となっています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
審議会における女性委員の割合を増やす	24.7%	31.4%	31.8%	35%以上
女性委員のいない審議会をなくす	11 審議会	3 審議会	2 審議会	0 審議会
行政委員会における女性委員の割合を増やす	18.2%	31.8%	31.8%	35%以上
市の管理職における女性の割合を増やす	5.4%	8.2%	9.2%	10%
民間事業所における女性管理職の割合を増やす	—	〔 7.5% (平成18年度) 〕	11.5%	10%

※〔 〕は、その年度の数値がないため、参考値を記載している。以下同じ。

イ 男女の人権尊重のための教育・学習の充実

「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識や、家庭や職場、社会慣行などにおける男女の地位の不平等感は、改善されつつありますが、なお根強く残っています。

また、教員の管理職（市立小・中・高等学校の校長及び教頭）における女性の割合は、第1次基本計画の策定時よりも減少しています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方を持たない男女それぞれの割合を増やす	〔 女性 60.6% 男性 48.0% (平成12年度) 〕	女性 61.4% 男性 52.4%	女性 61.3% 男性 50.6%	女性 70% 男性 60%
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	〔 女性 7.4% 男性 15.5% (平成12年度) 〕	〔 女性 8.6% 男性 14.3% (平成17年度) 〕	女性 12.2% 男性 19.6%	女性 22% 男性 28%
教員の管理職における女性の割合を増やす	校長 24.0% 教頭 23.8%	校長 19.4% 教頭 20.7%	校長 17.5% 教頭 20.5%	校長 30% 教頭 40%

ウ 働く場における男女共同参画の推進

「家族経営協定」の締結農家数や女性農業士の認定数は増加していますが、その数は少ない状況です。

また、職場における男女共同参画や仕事と子育て等の調和に向けた支援に積極的に取り組む事業所に対する男女共同参画推進事業所表彰数は増加していますが、その数は少なく、市民アンケートでも約半数の人が職場においては男性が優遇されていると感じているという結果になっています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
「家族経営協定」締結農家数を増やす	13 戸	29 戸	34 戸	37 戸
女性農業士の数を増やす	12 人	18 人	21 人	24 人
男女共同参画に積極的に取り組む民間事業所の数(表彰数)を増やす	—	5 事業所	12 事業所	12 事業所

エ 地域における男女共同参画の推進

市からの補助金交付団体における女性役員の割合は、低水準で推移しています。市民アンケートにおいても、町内会などの地域活動へ参加する男性が少ないにも関わらず、地域団体の会長などの役員には男性が就く傾向がうかがえます。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
市からの補助金交付団体における女性役員の割合を増やす	〔 28.9% (平成18年度) 〕	31.8%	26.5%	35%以上
広島市男女共同参画推進員による講座の回数を増やす	—	146回	182回	200回

オ 家庭における生活と他の活動の両立支援

保育園への入園待機児童数は減少傾向にありましたが、深刻化した不況の影響等により、近年、増加に転じています。また、母子家庭の母の就業環境は依然として厳しく、児童扶養手当の受給者数は増加しています。

さらに、男性が子育てや家事などに関わる時間は極端に短く、男性の育児休業取得率についても、広島市及び民間企業ともに低水準となっています。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
保育園への入園を待っている児童数を減らす	—	37人	220人	0人
経済的に自立している母子家庭の割合を増やす	〔 36.6% (平成13年度) 〕	33.3%	32.9%	40%
高齢者が要支援・要介護となることを予防する (要支援・要介護認定者の割合を減らす)	—	18.0%	18.1%	18.6%
子育てなど男性の1日の家事時間を増やす	—	39分	39分	66分
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	0.0%	1.4%	2.5%	10%
民間事業所の男性の育児休業取得率を上げる	—	0.6%	0.8%	3%

カ 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害の経験者の割合は減少しているものの、相談件数の増加から問題が顕在化していることがうかがえます。また、近年、婚姻関係のない交際相手からの暴力（デートDV）も深刻な問題となっています。

このため、平成21年(2009年)12月に、DV被害者の相談から自立まで総合的な支援を行う「広島市配偶者暴力相談支援センター」を開設するとともに、平成22年(2010年)5月には、「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

また、セクシュアル・ハラスメントや性的な行為の強要、売買春など、女性に対する暴力は後を絶たない状況にあります。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
DVの被害の経験者の割合を減らす	3.0%	3.3%	2.0%	2.0%
市内で発生する犯罪を減らす	—	15,082件 (暦年)	13,821件 (暦年)	14,500件 (暦年)

キ 生涯を通じた健康支援

子宮がん検診、乳がん検診などの各種検診の受診率は、増加傾向にあるものの低水準で推移しています。

また、人工妊娠中絶の件数は減少傾向にあるものの、依然として相当数にのぼっており、性に関する正しい知識の普及が必要であるとともに、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）／エイズなどの性感染症や薬物、喫煙などに関する正しい知識についてもより一層の普及・啓発に努める必要があります。

第1次基本計画における施策目標の指標	第1期計画策定時 (平成14年度)	第2期計画策定時 (平成19年度)	現 状 (平成21年度)	最終年度の目標数値 (平成22年度)
子宮がん検診受診率を上げる	〔 11.1% (平成11年度) 〕	13.9%	17.0%	15.4%
乳がん検診受診率を上げる	〔 9.8% (平成11年度) 〕	12.1%	16.4%	15.2%
成人女性の喫煙率を下げる	〔 11.0% (平成12年度) 〕	〔 8.8% (平成18年度) 〕	—	5.5% (平成23年度)
喫煙が妊婦に及ぼす健康影響についての十分な知識を持つ人の割合を増やす	〔 74.7% (平成12年度) 〕	〔 76.7% (平成18年度) 〕	—	100% (平成23年度)

ク 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

男女共同参画に関する国際的な状況について、情報提供が不十分な状況です。

また、外国人市民の約9割は、広島が暮らしやすいと感じている一方、公共施設の利用や地域活動等への参加については、さらに進める必要があります。

3 新たに取り入れる視点

「2 計画策定に当たっての考慮事項」を踏まえ、次の新たな視点を取り入れた計画を策定します。

(1) 多様な個性や能力を生かした、創造力と活力に満ちた都市づくりの推進

男女共同参画社会は、男女の人権が尊重され、パートナーシップに基づいた多様な個性や能力を生かすことのできる社会であり、その実現は、性別の相違はもちろんのこと、年齢、職業、学歴、国籍及び性的指向の相違や、障害の有無などに関わらず、全ての人が互いを受容し尊重しながら、パートナーシップに基づいて、その個性や能力を生かすことのできる「多様性」に富んだ社会の実現に繋がります。

さらに、こうした「多様性」に富んだ社会においては、様々な視点や考え方を持つ一人一人の人間が、互いに連携しながら生き生きと活動することにより、新しいアイデアやユニークで先駆的な取組が生まれるなど、都市の「創造力」が高まっていきます。

このような視点から、男女共同参画に関する諸施策を展開し、パートナーシップに基づいた多様な個性や能力を生かした、創造力と活力に満ちた都市づくりを推進します。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。しかしながら、

これまで、男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、働く女性のみ課題として認識されることが多く、特に男性の意識が低い状況となっています。

このため、男女共同参画を男性の視点からとらえ、男女共同参画が男性にも正しく理解されるよう、男性に対する取組の強化など積極的な働きかけを行います。

また、男女の固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、子どもの頃から男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できるよう、粘り強く教育・啓発等に努めます。さらに、様々な情報や誘惑が氾濫する中、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解の促進を図ります。

(3) 様々な困難な状況に置かれている人への対応

高齢者、障害者及び外国人市民が自立して生き生きと暮らせるよう、男女共同参画の視点から、就業や地域活動などの社会参画を促進するとともに、日常生活を取り巻く環境の整備に取り組みます。

また、非正規雇用やニート・フリーターの増加などに伴い、貧困など生活上の困難に陥った人に対し、男女共同参画の視点からの支援の充実を図ります。

(4) 科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

科学技術・医療など女性の参画が遅れている分野において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や雇用環境の整備等が図られるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

(5) 防災や観光、環境などの分野における男女共同参画の推進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災や観光、環境などの分野において、女性の視点をこれまで以上に取り入れた活動が行われるよう、男女共同参画の推進に取り組みます。

(6) 男女共同参画拠点施設における事業展開

市民や企業、NPO、地域団体等の多様な主体と協働して、男女共同参画の視点から個人や地域が抱える課題の解決を図るため、広島市の男女共同参画を推進する中核的施設・基盤となる男女共同参画拠点施設において、積極的な事業展開に取り組みます。

(7) ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進

事業所等における男女共同参画の視点からの就労環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスが、事業者・労働者双方にとって有益かつ大切なものであることの周知を図ります。